

緊急要望書

三郷市長 木津 雅晟 殿

SCR Misato 放射能から子ども達を守ろう みさと

<http://www.infopara.com/>

私たちは、三郷市で子育てをしています。子どもの健やかな成長と幸せを願って、日々の育児に励んでいます。今まで私たちは、市長殿をはじめ、市の職員の皆様方の多大なるご尽力のおかげで、恵まれた環境の中、安心して子どもを育てて来ました。そのことにまず日頃の感謝を申し上げたいと思います。

そのような中、東日本大震災、および福島第一原発事故が発生し、大量の放射性物質が大気中に放出され、三郷市を含む首都圏の広範囲まで、放射性物質が飛散しました。

健全で穏やかだった子ども達の生活環境は、一変してしまいました。見た目には何も変わっていませんが、子ども達の遊ぶ場所、学ぶ場所の多くは、これまでにない量の放射性物質が存在することになり、子ども達は現在も、そして今後も、それらから日常的に被ばくする生活を余儀なくされていくことでしょう。

成長期の子子ども達は、大人より放射線から受ける健康影響が大きいと言われています。さらに子ども達には、これから何十年という長い人生が待っています。放射線の健康への影響は数年後から数十年後に及ぶと言われています。今の子ども達がこれからの三郷市を、日本を、支えていくことを思うと、今放射線の被ばくから子ども達を守るのは、私たち保護者はもちろんのこと、三郷市のすべての大人の責務ではないかと考えております。

放射能は目に見えず、においもしません。だからこそ、きちんと計測を行う必要があります。そのようにして現状を正しく把握することにより、子ども達を放射性物質から遠ざけ、放射線被ばくから守ることができます。

6月13日より、市では学校などの施設の放射線量の計測を実施していますが、これは、子ども達の活動環境の現状を知るための、大きな一歩となりました。感謝いたします。

その上で、私たちはさらなる調査・対処が必要だと考えています。

園・学校生活において、子ども達が受ける被ばくの量を可能な限り少なくするために、以下を要望します。

要望事項

1. 現在、市では子ども達の活動場所の放射線量を計測しているが、さらに綿密な調査を実施するよう求める。

- ・グラウンドや園庭の中央だけでなく、雨水の溜まりやすい場所、建物の周辺、側溝の周辺、砂場、草むら、芝生、コンクリート上、木のベンチや遊具の上、園児や児童の使用する畑、等、子ども達の活動する場所について、きめ細かく測定すること。
- ・計測が行われていない公園、児童館などの公共施設の敷地内も、計測地点に含めること。
- ・地上 50 cm、1mに加え、地表面も測定すること。
- ・屋外だけでなく、室内も測定すること。
- ・通学路や校外・園外活動で使用する場所も測定すること。
- ・子ども達の活動する場所の空気中の放射能濃度 (bq/m³) を、子ども達の活動状況に近い状態で測定すること。
- ・子ども達の活動場所の土壌の放射能濃度 (bq/m²) を測定すること。
- ・子ども達が素肌で触れることが多いと思われる場所（プール、プールサイドなど）については、ガンマ線の空間線量のみでなく、表面のベータ線も測定すること。そして、子ども達の体への影響を検証すること。
- ・測定は定期的に行い、測定結果については市のホームページや広報紙等で公表すること。
- ・その他、学校や保育所、幼稚園および市民から要請があった場合は、速やかに調査を行うこと。
- ・子ども達の活動に合わせたきめ細かな計測が、必要に応じて日常的に行えるよう、各学校、保育所、幼稚園等に、線量計を配布すること。

2. 1の結果を元に、子ども達の被ばくを少なくするような以下の措置を求める。

- ・汚染レベルが高いと思われる場所については、一時的に子ども達を近づかせないような措置を取ること。
- ・汚染が確認された場所については、放射性物質を取り除く処置を早期に行い、線量の低減を計測により確認すること。処置の例としては、
 - 砂場や土については、表面の除去、砂の入れ替えなどを行う。
 - 汚染の高いもの（遊具、マット、など）で処分できるものは処分する。
 - 草むらや芝生等については、草むしりなどを行う。
 - 遊具や玄関、室内等を水でよく洗浄する。など。

- ・子ども達の保育・指導にあたる先生方、保護者および地域の方々が上記のような処置を行う際には、市が最大限の必要な支援を行うこと。
 - ・除去した土や雑草等を処分する方法を示すこと。
 - ・空気中の放射能濃度から、呼吸による内部被ばくが懸念される場合は、その場所での活動を中止する、活動場所を変える、等の措置をとること。
3. 給食の安全性を確保すること。
- ・食材の産地を早急に公表すること。
 - ・食材の放射性物質の量を測定・発表すること。
 - ・放射性物質が検出されていない食材を選ぶこと。
4. その他、福島第一原発事故が終息するまでは、以下の配慮をお願いしたい。
- ・子ども達が不要に雨にあたることを避けること。
 - ・地面の放射性物質が舞い上がるような風の強い日などは、窓を閉める、マスクの着用を励行するなどの対策をとること。
 - ・清掃活動や奉仕活動などの一環で子ども達に草むしりなどをさせることは、極力控えること。
 - ・放射線量の推移を監視し、線量の増加が認められた場合は、ただちに教育機関および市民に注意を促すこと。
5. 私立幼稚園についても、公立の学校や保育所と同様に、1～4の対策を行うこと。

以上。

要望内容の根拠について

食品・水道水の暫定規制値、福島県の学校等の校庭・校舎等の使用基準等、福島原発事故に際して、さまざまな基準が示されており、それ以下ならどれだけ被ばくしても健康に影響がないかのように言われています。

しかし、放射線障害はすぐに影響が出る急性障害だけではなく、数年後から数十年後にかけて発がんに至る晩発障害が懸念されます。晩発障害は確率的影響とも言われ、確率的影響においては、発がんのリスクは線量に比例して増加するという「しきい値なし (LNT) 説」が国際的な合意となっており、ICRP (国際放射線防護委員会) もこの説に基づいて放射線防護についての勧告を出しています。

このことは、どんなに低線量でも被ばくすればするほど健康へのリスクは上がり、これくらいの被ばくなら安全、と言える線量は存在しないことを意味しています。

ICRP では、一般公衆 (妊婦、乳幼児も含む) の被ばく線量限度量を年間 1 ミリシーベルトと勧告しています。これは、外部被ばくと内部被ばくの合計であり、自然放射線や医療行為での被ばくを含まない、人工的な被ばくを対象としています。

この基準は、ICRP では、“Tolerable” (進んで受け容れることはできないが耐えることはできる (我慢できる) レベル) と位置付けられています。

日本においては、原子力施設の安全規制の法律の中で、一般公衆の被ばく限度量年間 1 ミリシーベルトを超えないよう、施設の外の排気や排水などの放射性物質の濃度を監視することが定められています。

原子炉施設等からの廃棄物が、「放射性物質として扱う必要がない物」として取り扱われる基準 (クリアランスレベル) は、換算して年間 10 マイクロシーベルト、と法律で規定されており (原子炉等規制法)、これは、0.001 マイクロシーベルト/時となります。

文部科学省は、現在、福島県内の学校等に対し、校舎・校庭等の利用判断の目安として、3.8 マイクロシーベルト/時 (年間 20 ミリシーベルト) という基準を示していますが、これは福島県に対しての限定的な措置であり、三郷市では適用されません。しかもこの値は、内部被ばくを考慮していない、などの問題点があります。

現在のように、大量の放射性物質が制御不能な状態で放出され、汚染の状況も事故以来の被ばく量も明らかにされていない現状においては、子ども達の被ばく量を可能な限り減らすよう、できうる限りの対策をすべきだと考えます。子ども達の過ごす環境については、可能な限り平常値 (約 $0.034 \mu\text{Sv/h}$ 、平成 21 年度 埼玉県の平均値) を目指して放射性物質を取り除く対策を行い、飲食物や呼吸からの内部被ばくを避けるような対策をとるべきです。

緊急要望書提出の経緯

私たちは、三郷市の汚染状況を知りたいと思い、神戸大学大学院 海事科学研究科 環境応用計測科学研究室 山内知也教授に、市内の計測を依頼しました。

(調査結果の詳細については、山内教授の調査結果報告書『埼玉県三郷市における放射能汚染レベルと放射性セシウムの局所的濃縮』を参照。)

6月19日(日)8:00~17:00の間、市内32か所を回り、様々な場所を計測しました。計測器は、ガンマ線については、市で使用しているものと同じ、日立アロカ製 TCS-161 シンチレーションサーベイメータを使用しました。

市が6月13日より測定を行っている小学校・公園・施設、およびその他の場所を訪れ、放射線量を計測しました。

学校においては、校内へ立ち入れなかったため、正門前を主な測定地点としました。公園や施設周辺は、さまざまな場所を測定しました。

その結果、市の測定地点のうち、今回測定したすべての地点において、今回の測定値が市の測定値を上回りました。

地上50cm~1mの空間線量だけでなく、地表も計測しました。

また、芝生、草むら、土、側溝付近、アスファルト上、など、さまざまな場所を計測しました。

また、ガンマ線のみでなく、地表面のベータ線も計測しました。

また、市内の幼稚園2園に特別に許可をいただき、園内のさまざまな場所を計測しました。

その結果、同じ施設内でも場所によって線量が大きく異なり、平常時の5~10倍の放射線量の場所がいくつもあることがわかりました。

特筆すべきことは、市の測定値で $0.15\mu\text{Sv/h}$ と報告された小学校の正門付近から、「放射性同位元素等による放射線障害防止法に関する法律」において規定されている放射能濃度に該当する汚染レベルの土が発見されたことです。

法律で、放射線障害を防止し、公共の安全を確保するために取り扱いが規制されるものと同等のものが、子ども達の日常的な行動範囲に無造作に存在しているという現状が、明らかになりました。このような場所が他にもないか細かく調査し、子ども達のみならず市民の安全のために早急に取り除くなどの処置をすべきだと言えます。

一方、幼稚園のご協力をいただき、園庭の表面を削る実験を行ったところ、1cmほど削るだけで線量が下がることが確認され、表土除去の効果が見られました。幼い子ども達が毎日砂や土をいじって遊ぶことを考えると、被ばく量を減らすために、実施を促進すべきだと言えます。

これらのことから、市内の汚染状況、特に子ども達の活動場所について、さらなる綿密な調査と早急な対策が必要だという結論に達し、緊急要望書を提出することとしました。